

## 要求水準書に対する質問への回答

2020.3.27

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目			項目名	質問の内容	回答
1	要求水準書	2	第1	4	(2)	ア		事業内容	事前調査業務について、備考欄にて事前に必要かつ最小限の業務を市で行う」とありますが、入札説明書等で示された資料以外に、今後さらに事前調査について市側で実施されるとのことでしょうか。	入札説明書等で示された資料以外に市側で実施する調査はございません。ただし、重要種保全調査（オオタカ）を令和2年4月に実施しますので、参考としてください。
2	要求水準書	3	第1	4	(3)			事業スケジュール	表の注釈にて、西側進入路について、事業者は必要に応じて市と調整のうえ設計することとなっていますが、これは西側進入路を施設職員等が利用して敷地内に進入できるようにすることも可能であるという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
3	要求水準書	3	第1	4	(3)			事業スケジュール	西側進入路の整備は令和3年12月～令和4年3月とありますが、整備後は工事車両の通行は可能でしょうか。	原則不可とします。ただし、やむをえず西側進入路を使用し、舗装が破損した場合は事業者にて修繕してください。
4	要求水準書	5	第1	5	(2)			設計基準、仕様書等	建築構造設計基準における構造計算「大地震時の変形制限」について、計画内容によっては過度な耐力増大になる恐れがあるため、適宜説明資料を提示の上適用の要否について協議できるものと考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
5	要求水準書	7	第1	7	(1)			當時における備蓄等	非常用発電装置の燃料については、初期調達及び劣化による経常的な入れ替えまでは事業者負担とするが、実際に災害が発生した際の補充の費用は、市負担との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
6	要求水準書	7	第1	7	(1)			當時における備蓄等	「當時における備蓄等に要する費用は事業者の負担」とありますが、これは、燃料を備蓄するタンクや供給用ポンプの整備について指すとの理解で宜しいでしょうか。（常備する燃料自体については、『要求水準書 p.7 第1.8 光熱水費の負担についてア』の通り、貴市が負担するとの理解で宜しいでしょうか。）	當時における備蓄等については、通常の火葬件数で3日間の運営が可能となる燃料（非常用発電装置も含む）の初期調達までは事業者負担とします。
7	要求水準書	7	第1	7	(2)			大規模災害への対応	遊楽々館利用者の一時的な補助機能として施設を開放することとされていますが、開放した場合の使われ方の想定や、最大人数などについてご教示ください。	一時的な補助機能としては、待合室等の開放とし、最大人数は、待合室の利用最大人数を想定しています。遊楽々館の避難者があふれた場合、その後正式な避難所に移動するまでの一時的な避難場所を想定しています。
8	要求水準書	9	第2	1	(1)			延床面積	延床面積は「4,100m <sup>2</sup> ～4,600m <sup>2</sup> 程度 ※許容範囲を±5%未満とする」とありますが、下限3,895m <sup>2</sup> 上限4,830m <sup>2</sup> の範囲で事業者の提案に委ねるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。ただし、下限値に近い面積とする場合、使用上、維持管理・運営に不具合が出ないようにしてください。
9	要求水準書	9	第2	1	(1)			告別室	告別室は「3室 ※炉前ホールを兼ねる」とありますが、炉前ホールを独立した別室として計画する提案は不可との理解でよろしいでしょうか。	別室による提案も可とします。
10	要求水準書	9	第2	1	(1)			収骨室	「告別室 3室」「収骨室 3室」とあり、室数については事業者提案のことですが、告別室と収骨室を兼用とした部屋を設置する提案は不可との理解でよろしいでしょうか。	事業者の提案に委ねるものとします。ただし、臭気についても配慮した計画としてください。
11	要求水準書	9	第2	1	(3)			施設の想定規模様式8-8	「将来の想定火葬件数については、『栃木市斎場再整備基本計画』を参照すること」とあり、基本計画の20頁には平成47年度の年間死者数2,630人の記載があります。また、実施方針に対する質問への回答の4にも「想定の年間火葬件数は2,630件」とあります。これらに基づいて施設規模を算出する上で想定火葬件数は2,630件とすればよいと理解しておりますが、様式8-8のように維持管理費を計算する上で各年度の想定火葬件数も全て2,630件とすればよいとの理解でよろしいでしょうか。	将来火葬件数の設定に当たっては、「栃木市斎場再整備基本構想」を参考に、事業者にて推計してください。

## 要求水準書に対する質問への回答

2020.3.27

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目			項目名	質問の内容	回答
12	要求水準書	11	第2	1	(5)			インフラ整備	事業者にて行った配管等の地中埋設物工事における、経路及び深度を示す図面の市への提出の期日はありますでしょうか。	設計完了時までに計画図、竣工までに竣工図を提出することとします。
13	要求水準書	12	第2	2	(4)	イ		門扉・フェンス	既存柵以上の強度とありますが、既存柵の強度について提示頂けますでしょうか。	既存柵はネットフェンス（単独基礎）です。
14	要求水準書	12	第2	2	(4)	ア(エ)		調整池技術基準	調整池の技術基準については「資料11「栃木市開発許可等審査基準」を参照すること」とありますが、具体的に「栃木県開発許可事務の手引」に記載の技術基準に基づくという解釈でよろしいですか。	ご理解のとおりです。
15	要求水準書	12	第2	2	(4)	ア(エ)		許容放流量	調整池の容量を決定づける許容放流量の算出に関して、放流先である谷田川の設定比流量はございますか。	設定比流量は3.9m <sup>3</sup> /S/km <sup>2</sup> です。
16	要求水準書	13	第2	3	(1)	ウ		周辺環境への配慮	「ノアズキの生育地の確保及びノアズキの維持管理」が事業者業務となっていますが、敷地内での生育地の選定や、維持管理の方法などは、事業者提案であり、審査の対象になるとの理解で宜しいでしょうか。また、維持管理については、通常の植栽管理と同程度と考え、特段特別な管理を求められていないとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
17	要求水準書	13	第2	3	(1)	エ		省エネルギーの推進	既存施設（栃木市斎場）の光熱水費のデータがあればご提示頂けますでしょうか。	質問回答と合わせて公表する追加資料1【光熱水費等】のとおりです。
18	要求水準書	15	第2	4	(1)	エ		基本的な考え方	「通夜後の遺族の付き添いを可能とするため」とありますが、施設内にてご遺族が夜通しご遺体に付き添う事を可能とする、という意味でしょうか。	別室での宿泊を想定しています。
19	要求水準書	16	第2	4	(2)	ア(イ)		エントランスホール	コインロッカーについて「売上金が発生する場合、事業者に帰属するものとする。」とありますが、これらの収入をSPCの収入とせず、SPCが業務を委託する契約先の収入とする提案でもよろしいでしょうか。	コインロッckerの売上金はSPCが業務委託する構成員、協力企業の収入とする提案は可としますが、コインロッckerの売上金はSPCが把握してください。
20	要求水準書	16	第2	4	(2)	ア(ウ)		オストメイト	昨年10/30の要求水準書（案）で、オストメイトは、多目的トイレ「1以上」に設置するとありましたが、本水準書においては、多目的トイレ全箇所に設置という解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
21	要求水準書	16	第2	4	(2)	ア(エ)	a	告別室	「（前文省略）火葬炉3基を1ユニットとして、計3室設置すること。」とありますが、要求水準書（案）に対する質問への回答（2019年12月25日公表）No.15のとおり、事業者の提案との理解でよろしいですか。	ご理解のとおりです。
22	要求水準書	17	第2	4	(2)	イ(ウ)		霊安室	管理エリアに設置する霊安室へ遺族や会葬者の入室は不要との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
23	要求水準書	17	第2	4	(2)	イ(ウ)	b	施設構成及び諸室要件	霊安室の利用時間、利用方法等については事業者提案との理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。ただし、利用者のサービス水準を落とさないようにしてください。
24	要求水準書	18	第2	4	(2)	イ(カ)		倉庫	「棺運搬車は使用しやすく目立たない位置に格納する空間を確保すること」とありますが、この条件を満たしていれば必ずしも倉庫内にスペースを確保する必要はないとの理解で宜しいでしょうか。	原則、倉庫内での保管としますが、「棺運搬車は使用しやすく目立たない位置に格納する空間を確保すること」を条件に施設内別の場所とすることは可とします。
25	要求水準書	19	第2	4	(3)	イ(ア)		売店・自動販売機	自動販売機の設置台数と設置場所は市が適否を判断するとありますが、事業者の提案ではないのでしょうか。市の判断により設置できない場合も想定されるとのことでしょうか。	前段について、事業者の提案に委ねます。 後段について、設置場所等について市が不適と判断した場合には変更させていただく可能性があります。

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目			項目名	質問の内容	回答
26	要求水準書	19	第2	4	(3)	イ	(ア)	売店・自動販売機	飲料等を提供する自動販売機を設置することも可とする。とあるが、飲料以外の自動販売機の設置も可でしょうか？	可としますが、要求水準書(P72) 第5,12アに示す売店での販売品目の範囲としてください。
27	要求水準書	19	第2	4	(3)	イ	(ウ)	パントリー	パントリーは必要数を設置することとありますが、各待合室内に設置することは可能でしょうか。	事業者提案に委ねます。
28	要求水準書	20	第2	4	(4)	ア	(イ)	式場	祭壇の常設は事業者の提案に委ねるものとするとあります、祭壇は設置する必要は無いとの理解で宜しいでしょうか。	事業者提案に委ねます。
29	要求水準書	20	第2	4	(4)	ア	(イ)	b 式場	祭壇の常設は事業者の提案とありますが、設置する提案が採用された場合は貴市にて「栃木市斎場条例」を改正して利用者より使用料を受領するとの理解で宜しいでしょうか。その場合、祭壇使用料の徴収代行についても本事業範囲内となるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
30	要求水準書	20	第2	4	(4)	ア	(イ)	c 式場	「式場前に葬儀名、通夜・告別式日時の表示を行えるようにすること」とありますが表示の方法は紙面あるいはモニタなど事業者の提案によるものと考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
31	要求水準書	22	第2	5	(2)	オ	(ア)	静止型電源設備	非常用照明、受変電設備の操作用電源として直流電源装置を設置すること。 とありますが、電池内蔵型の機器を提案することを考慮してもよろしいでしょうか。	可とします。
32	要求水準書	26	第2	5	(4)		(イ)	燃料保管設備	「本要求水準書第2の5 (2) カ「発電設備」に使用する燃料についても同時に備蓄できるものとすること」とありますが発電機の燃料種別は事業者の提案によるものと考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
33	要求水準書	27	第2	6	(1)	ア	(イ)	j 設計上の留意すべき事項	「1 排気系列内の火葬炉の一部が点検整備等により運転停止中であっても、同系列内の当該炉以外は運転可能なシステムとすること。」とありますが、例えばA系列に1号炉と2号炉が接続されている場合、1号炉が点検等で運転停止中でも2号炉の運転が可能なシステムといった解釈で良いでしょうか？	ご理解のとおりです。
34	要求水準書	27	第2	6	(1)	イ	(ア)(ウ)	最大火葬重量 火葬時間	(ア)と(ウ)で異なる遺体重量が出てきておりますが、これは燃焼計算等を行う上での標準体重は遺体重量80kg程度とするが、火葬炉設備の性能としては100kg程度までの遺体を環境基準等の（火葬時間以外）要求水準を満足した火葬ができるようにすることとするという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
35	要求水準書	28	第2	6	(1)	イ	(ウ)	d (c)排気方式	「異なる排気系列との接続は行わない」とありますが、これは共通煙道は有さないこととするとの理解でよろしいでしょうか。また、「ただし、緊急時の接続については～事業者の提案に委ねるものとする」とありますが、これは排気ファンが故障した時等の緊急時に隣接系列へ接続するバイパス回路の設置は事業者提案とするということで、前者(共通煙道)とは別物との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
36	要求水準書	29	第2	6	(1)	ウ	(イ)	a 着工前調査	資料9「栃木市斎場再整備事業環境影響評価（概要版）」の各調査項目における手法（調査方法、調査時期・頻度、調査地点 等）についてご教示ください。	配布資料6「栃木市斎場再整備事業に係る環境影響評価評価書」）を参考願います。
37	要求水準書	36	第2	6	(2)	カ	(オ)	d 炉内台車運搬車	「炉内台車の出入が自動で行える装置を備えること」とありますが、前室内に前記の機能を満たす設備を設置していれば、必ずしも炉内台車運搬車に備わっている必要はないとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目			項目名	質問の内容	回答	
38	要求水準書	36	第2	6	(3)	イ	(エ)	f	中央監視制御盤	(c) 主要機能 その他機能 にて「案内放送機能」「火葬計画の作成・表示機能」とありますが、これらの機能は中央監視制御盤ではなく、予約・運営支援システムに搭載しても宜しいでしょうか。	事業者提案に委ねます。
39	要求水準書	40	第2	6	(3)	イ	(キ)	b	(a) 排気筒監視用カメラ	「可動式」とありますが、排気筒監視用カメラがすべての排気筒が監視できる位置・数量にて配置できていれば、必ずしも「可動式」である必要はないとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
40	要求水準書	46	第3	3	(5)	ア			建設工事	仮設光熱費・水道代（下水・上水）は事業者負担の認識でよろしいですか。	ご理解のとおりです。
41	要求水準書	48	第3	4					備品等整備業務	備品等整備にあたり、貴市が最低限必要と考える備品とその数量について、部門・諸室別にリストをご提示願います。	事業者提案に委ねます。 なお、質問回答と合わせて公表する追加資料2【現斎場備品調書】を参考してください。
42	要求水準書	49	第3	6	(2)				公害防止に係る基準	生活排水は合併処理浄化槽にて処理する計画と考えられますが、処理水の排水基準についてご提示願います。	浄化槽の性能は浄化槽法及び建築基準法によりますが、火葬場は水質汚濁防止法の特定施設ではないため同法での排水基準はありません。
43	要求水準書	50	第3	6	(2)	イ	(ア)		悪臭に係る基準	「排気筒出口等の市が指定した位置においては、「悪臭防止法施行規則」第6条の2に定める方法により算出した値以下とする。」と規定されていますが、この記述は、P51（イ）臭気指数の排気筒出口基準値についての規定と解釈してよろしいですか。	ご理解の通りです。悪臭防止法施行規則第6条の2に定める方法により算出した値とします。
44	要求水準書	52	第3	7					所有権移転業務	「事業者の負担により…必要に応じて表示登記を行ったうえで、…市に施設の所有権を移転すること」とありますが、事業者は貴市が登記する際に必要となる書類等を提供する等を行い、保存の登記に係る登録免許税は貴市の負担との理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
45	要求水準書	52	第3	7					所有権移転業務	事業者で表示登記を行ったうえで施設の所有権を市に引き渡すとありますが、所有権の移転後に登記するということでも宜しいでしょうか。	所有権移転前に市が嘱託者となり、登記することを想定しています。
46	要求水準書	52	第3	9					稼働準備業務	稼働準備期間中に本施設を使用する場合、どのような手続きが必要かご教示ください。	要求水準書及び事業契約書で示す法令及びその他関係法令で必要な申請を行ってください。
47	要求水準書	58	第4	3	(9)	ア			事業期間終了時の対応	事業期間終了後2年以内は、火葬炉設備の修繕・更新が必要とならない状態とありますが、炉内耐火材等の火葬に伴い劣化する消耗部等の経常的な修繕は、対象外と理解して宜しいでしょうか？	要求水準書で示した性能及び機能を満足する限りにおいては、ご理解のとおりです。
48	要求水準書	58	第4	4					建築物保守管理業務	本施設は「建築基準法」における定期報告制度の対象となる「特定建築物」に該当するとの理解で宜しいでしょうか。	本施設は、建築基準法第12条第2項及び第4項に該当する施設です。
49	要求水準書	60	第4	5		オ			建築設備保守管理業務	「修理等において完成図面等に変更が生じた場合は、変更箇所を反映させておくこと」とありますが、変更点がわかるように履歴をリスト化するとの理解で宜しいでしょうか。 (完成図面に対し、CAD等で修正を加える必要まではないとの理解で宜しいでしょうか。)	完成図面に対し、CAD等で修正を加えてください。
50	要求水準書	61	第4	7		キ			植栽・外構維持管理業務	「修理等において完成図面等に変更が生じた場合は、変更箇所を反映させておくこと」とありますが、変更点がわかるように履歴をリスト化するとの理解で宜しいでしょうか。 (完成図面に対し、CAD等で修正を加える必要まではないとの理解で宜しいでしょうか。)	要求水準書に対する質問への回答 No.49をご参照ください。

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目			項目名	質問の内容	回答
51	要求水準書	61	第4	9				環境衛生管理業務	本施設は「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」における特定建築物に該当するでしょうか。(同法に基づく、「建築物環境衛生管理技術者」の選任は必要でしょうか。)	式場部門の葬儀施設が特定用途に該当する可能性がありますが、栃木市斎場再整備基本計画では式場部門の延べ床面が300m <sup>2</sup> 程度であり、特定用途として使用する面積である3,000m <sup>2</sup> 以内であることから、当該法令には該当しないものと考えます。提案の平面計画により、特定建築物か否かの判断が変わる可能性がありますので、事業者において確認ください。
52	要求水準書	61	第4	9	イ			環境衛生管理業務	「施設の消臭作業を実施すること」とありますが、具体的に想定されている消臭作業がありましたら、ご教示下さい。	火葬部門における焼骨等の臭気について特に留意してください。
53	要求水準書	63	第4	12	ウ			残骨灰、集じん灰の管理及び処理業務	集じん灰のダイオキシン類濃度測定については、要求水準書(案)に対する質問への回答162にあるように、年1回の定期的な検査を実施し、検査結果を貴市に報告するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
54	要求水準書	69	第5	3	(3)			火葬件数	「利用者ニーズの高い時間帯（11時から14時）を考慮すること。」とありますが、14時は、14時帯つまり、14時～14時59分を言いますか。それとも、14時丁度ですか。ご教示下さい。	「11時00分からの火葬」から「14時00分からの火葬」を指します。
55	要求水準書	69	第5	4	ア			予約受付業務	大学からの検死体や身体の一部の火葬につきましては、現栃木市斎場では1日につき2件までの利用制限を設けています。新斎場においても同様の利用制限は設けるのでしょうか。ご教示下さい。	現斎場と同様の運用を予定しています。
56	要求水準書	70	第5	7	ウ			炉前業務	「副葬品として相応しくないものを利用者に口頭にて確認し、除去すること。」とありますが、除去は業務従事者が行うのでしょうか。それとも、会葬者に行ってもらうのでしょうか。この行為は、現火葬場でも行われていますか。行われているとすれば、どの様な物が除去されているか、具体的にご教示頂けませんか。	現斎場では副葬品の確認は行っていません。 新斎場では、利用者（葬祭業者）に確認し、除去が必要な場合は、利用者（葬祭業者）に相談し行ってください。
57	要求水準書	70	第5	8	イ			収骨業務	「焼骨の取違えが発生しないよう万全の体制をとり～細心の注意を払うこと」とありますが、取違え防止の方策や焼骨確認の方法等は事業者の提案によるものとするとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。要求水準書(P66) 第5の2 (1) キをご参照ください。
58	要求水準書	71	第5	11				式場関連業務	ご遺族が夜通しご遺体に付き添う場合、寝具やタオル等の手配は事業者ではなく葬祭業者（もしくは利用者本人）による手配を想定しているとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
59	要求水準書	71	第5	11				式場関連業務	維持管理・運営期間における、本施設の葬祭式場の年間利用件数等の想定がありましたらご開示ください。	式場の年間利用件数の想定はありません。
60	要求水準書	72	第5	12				売店等運営業務	ア、（イ）なお、葬儀用品や神仏具等の取り扱いは不可とするとありますが、利用者の利便性向上のため、骨壺、数珠、香典袋等の取扱いを認めて頂きたい。	原案のとおりとします。
61	要求水準書	72	第5	12				売店等運営事業	要求水準書（案）（令和元年10月30日公表）の売店等運営業務には、売店等の設置に伴う目的外使用料は市に支払う旨の記載がありました。要求水準書（令和2年2月28日公表）には上記記載が削除されていることから、目的外使用料は発生しないとの理解でよろしいですか。	ご理解のとおりです。

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
62	要求水準書	72	第5	12		売店等運営業務	「実施方針に対する質問への回答」項目番8において、「売店等運営業務を実施する上での目的外使用料は入札公告時に示します」との回答がありましたが、売店及び自販機の目的外使用料をご教示下さい。	要求水準書に関する質問への回答No. 61をご参照ください。
63	要求水準書	72	第5	12		売店等運営業務	売店の店舗外で別室（待合室等）に冷蔵庫を設置し、セルフサービスにて飲料を販売することは可能でしょうか。また、可能な場合、冷蔵庫スペースの目的外使用料は必要でしょうか。	前段について、可とします。 後段について、要求水準書に関する質問への回答No. 61をご参照ください。
64	要求水準書	72	第5	12		売店等運営業務	自動販売機及び、売店における物品販売に関しては、独立採算としての扱いでしょうか。その場合、行政財産の貸付料の考え方をご教示下さい。	前段について、ご理解のとおりです。 後段について、要求水準書に関する質問への回答No. 61をご参照ください。
65	要求水準書	72	第5	12		売店等運営業務	売店等運営業務を独立採算事業として実施する場合、直接の運営業務は、構成企業または協力企業から委託される下請け企業の独立採算事業として実施することは可能でしょうか。また、その場合、食品衛生責任者等は、下請け企業からの選任でも宜しいでしょうか。	不可とします。
66	要求水準書	72	第5	12	工	売店等運営業務	「現斎場における販売価格と極端に乖離しないよう留意すること」とありますが、現斎場で販売している品目の販売価格についてご教示ください。	質問回答と合わせて公表する追加資料3【現斎場売店商品販売価格（令和元年12月）】のとおりです。
67	要求水準書	72	第5	13		使用料徴収	式場関連業務において利用者に貸出する備品について、有償か無償は事業者の提案によるとの理解でよろしいでしょうか？	有償での備品の貸し出しは不可とします。
68	要求水準書	資料1				事業用地外植栽管理区域	事業用地外植栽管理区域の位置について、事業用地との位置関係が不明のためどこのことか分かりません。位置関係が分かる資料を公表してください。	質問回答と合わせて公表する追加資料4【事業地外植栽管理区域】をご参考ください。
69	要求水準書	資料1				地業用地及び区域図	基準法上の敷地は測量図によるものではなく、資料1、区域界図が範囲と考えればよいでしょうか。その場合CADデータはいただくことは可能でしょうか。	前段についてはご理解の通りです。 後段については質問回答と合わせて公表する追加資料5【区域界図】をダウンロードしてください。
70	要求水準書	資料1 資料2				区域境界、測量図	資料01区域図と資料02測量図を比較すると敷地形状に齟齬が生じております。今回の計画区域、敷地面積に応じた敷地形状はどちらを採用すればよろしいでしょうか。ご教示願います。	要求水準書に対する質問への回答No. 69をご参照ください。
71	要求水準書	資料1 ～3				敷地設定について	資料1「区域界図」と資料2「事業用地測量図」について、整合しない境界点が多々見受けられます。資料3「西側進入路整備計画図」については道路形状が上記どちらの敷地境界とも整合しておりません。計画地の敷地境界線および西側進入路のルート等について、正しい形状をご提示願います。	前段については、要求水準書に対する質問への回答No. 69をご参考ください。 後段については、西側進入路整備計画図に示す都市計画区域とルートを基本とし、詳細な敷地範囲については、市と協議とします。追加資料6【西側進入路整備計画図】をダウンロードしてください。
72	要求水準書	資料3				西側進入路等整備計画図	西側進入路から本敷地には、図面中「車止め」とかかれているところから進入が可能であり、職員通路などで利用可能と考えれば宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
73	要求水準書	資料3				西側進入路整備計画図	西側進入路について平面図上に車止めが示されていますが、サービス用通路として利用する場合、車止め以降はその用途として利用できないという事でしょうか。これについてもCADデータを頂くことは可能でしょうか。	前段については、ご理解の通りです。 後段については、追加資料6【西側進入路整備計画図】をダウンロードしてください。
74	要求水準書	資料4				西側進入路等整備計画図	詳細な検討を重ねるため、資料3西側進入路等整備計画図のCADデータを提供いただけますでしょうか。	要求水準書に対する質問への回答No. 73をご参考ください。

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
75	要求水準書		資料3			西側進入路等整備 既存フェンス	西側道路の整備範囲内（No.11以北）に既存フェンスがあります。敷地外のフェンス撤去は事業に含まないと理解で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
76	要求水準書		資料4			谷田川橋梁工事図	新設の谷田川橋梁の走行強度は、特殊車両（25t以上）の強度があると見込んでよろしいでしょうか？	谷田川橋梁の活荷重はA活荷重（T25）で設計しています。 車両総重量は25tまでです。
77	要求水準書	9	資料8			新斎場建設地西側急傾斜地土砂災害対策調査業務委託報告書	最終ページの「検討結果」を見ますと、新斎場建設地内への崩壊土砂の流入を防止する施設（擁壁等）は不要となっていますが、要求水準p11では、「擁壁の必要性を検証し、崖地等の安全対策を実施すること」となっています。いずれを正とすれば宜しいでしょうか。	前段を基本としますが、提案する造成計画によっては、擁壁の必要性を検証してください。要求水準書（案）に対する質問への回答No.29, 42, 43を合わせてご参照ください。
78	要求水準書	7	資料9			栃木市斎場再整備事業環境影響評価（概要版）	保全措置のまとめの表では、ノアズキ、サシバ、オオタカへの保全措置が必要となっていますが、要求水準ではノアズキ、サシバのみが対象となっています。要求水準を正と考えれば宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
79	要求水準書	7	資料9	4		表-9 評価結果と保全措置のまとめ	動植物保全措置の具体的な提案は、事業実施区域内のみで、区域外は対象としないとの理解でよろしいですか。	ご理解のとおりです。
80	要求水準書		資料10			火葬件数及び燃料資料実績	「要求水準書（案）に対する質問への回答」にて、「過去5年における予約時間毎の火葬実績をご教示ください。また、1日毎の火葬件数もご教示ください」との質問に対し、「入札公告時に示します」との回答がありました。要求水準書及び附属の資料に該当するものが見当たりません。今後、追加資料として公表するご予定はございますでしょうか。	約2ヶ年分のデータを追加資料として公表します。質問回答とあわせて公表する追加資料7【時間帯別火葬件数実績】をご参照ください。
81	要求水準書		資料10			月別の火葬件数	表中の「その他」とは、胞衣火葬を指すとの理解で宜しいでしょうか。	その他は「身体の一部」の火葬実績であり、胞衣火葬の実績ではありません。